

認定手続開始通知書（輸出者用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 3 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記		
1．申告番号		
2．申告年月日	平成 年 月 日	
3．疑義貨物	品 名	数 量
4．権利者の氏名又は 名称及び住所		
5．知的財産の内容		
6．認定手続を執る理由		
7．輸出差止申立て	有	無
8．証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- （注）1．本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面参照]
- 2．上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が 10 個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。
なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。
- 3．上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 6 9 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 1 0 執務日（延長があった場合は 2 0 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
- 4．上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 6 9 条の 1 0 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
- 5．不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項 (同法第 7 5 条において準用する場合を含む。) の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
 - (注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
- 3 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域 (他所蔵置場所を含む。) での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可) を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
- 4 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項 (同法第 7 5 条において準用する場合を含む。) の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書(差出人用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開始通知書番号)

殿

(税関官署の長) 印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 3 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続(以下「認定手続」という。)を執ることを通知します。

記		
1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 E M S、	
3. 名あて人(住所) (氏名)		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。)[注：裏面参照]

2. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が 10 個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。
なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。

3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 6 9 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日(延長があった場合は 20 執務日)以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 6 9 条の 10 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。

5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
 - (注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
- 3 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可) を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
- 4 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 書

整理 No
-

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者

電話（FAX）番号

関税法第 6 9 条の 4 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。
記

1 . 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ）	税関長
-----------------------------------	-----

2 . 輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容

権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
登録番号及び 登録年月日【公表】 （権利発生年月日）	第 年 月 日 （ 年 月 日 ）
権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
権利の範囲【公表】	
権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
	（権利設定範囲）
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
	（許諾の範囲）

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

品 名	
輸出統計品目番号(9 桁)	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

--

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

--

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
----	---	---	---	----	----	---	---	---	----

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8. 添付資料等

☐ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等)
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関様式 C 第 5642 号 - 1

輸 出 （ 積 戻 し ） 差 止 申 立 書
（ 保 護 対 象 商 品 等 表 示 等 関 係 ）

整理 No
-

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者

電話（FAX）番号

関税法第 6 9 条の 4 第 1 項（同法第 7 5 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、輸出（積戻し）差止申立てをします。

記

1 . 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ）	税関長
-----------------------------------	-----

2 . 輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示（著名なもの） ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態
経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】	
商品等表示等の内容【公表】	
使用を許諾し又は許諾されている者（申立人を除く）【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号） （許諾の範囲）

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

品 名	
輸出統計品目番号（9 桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

--

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

--

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
----	---	---	---	----	----	---	---	---	----

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8. 添付資料等

☐ 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須))
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 (1)【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等で公表されます。
 (2)【開示】項目
 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等を開示することがあります。
 (3)【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
 4. 「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、その事実を記載した書面(任意の様式)を遅滞なく申立先税関に提出して下さい。

輸出（積戻し）差止申立更新申請書
（保護対象商品等表示等関係）

整理 No	
更 -	-
平成	年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】
住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者
電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出（積戻し）差止申立てについて、その更新を申請します。

記

当初申立て年月日【公表】		平成 年 月 日	当初申立書整理No	
認定手続を執る税関長【開示】		（函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区） 税関長		
輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
保護対象商品等表示等の内容	保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示（需要者の間に広く認識されているもの） ☐ 不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示（著名なもの） ☐ 不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態		
	経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】			
	商品等表示等の内容【公表】			
	輸出（積戻し）差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否：□可、□否】			
委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否：□可、□否】				

- (注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。)
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1)【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2)【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等が開示することがあります。
- (3)【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
3. 「輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

認定手続開始通知書（輸入者用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は 名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有 無		
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成	年	月 日

- （注） 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
2. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が 10 個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。

 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
（ 開 始 通 知 書 番 号 ）

殿

（ 税関官署の長 ） 印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 1 0 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 1 2 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から10日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

記

1．申告番号			
2．申告年月日	平成	年	月 日
3．疑義貨物	品	名	数 量
4．申立人の氏名又は 名称及び住所			
5．知的財産の内容			
6．認定手続を執る理由			

- （注）1．上記期限までに、輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合には、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
- 2．上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることのできる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 1 0 号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
- 3．争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記の点検することのできる期限にかかわらず当該貨物について関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。
- 4．不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 - (注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
- 3 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可) を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
- 4 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認 定 手 続 開 始 通 知 書 (名 あ て 人 用)

平成 年 月 日
開始通知 第 号
(開 始 通 知 書 番 号)

殿

(税関官署の長) 印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 1 0 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 1 2 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続 (以下「認定手続」という。) を執ることを通知します。

記

1 . 郵便物番号		
2 . 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 E M S、	
3 . 差出人 (住所) (氏名)		
4 . 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5 . 疑義貨物	品 名	数 量
6 . 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7 . 知的財産の内容		
8 . 認定手続を執る理由		
9 . 輸入差止申立て	有 無	
1 0 . 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1 . 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 1 0 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 1 0 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注 : 裏面参照]
- 2 . 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 1 0 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の数量が 1 0 個以下の場合には、当該疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。なお、上記 1 0 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。
- 3 . 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 6 9 条の 1 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 1 0 執務日 (延長があった場合は 2 0 執務日) 以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
- 4 . 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 6 9 条の 2 0 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
- 5 . 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 - (注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
- 3 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可) を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
- 4 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
（ 開 始 通 知 書 番 号 ）

殿

（ 税関官署の長 ） 印

貴殿宛到着した国際郵便物は、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 1 0 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 6 9 条の 1 2 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る場合（争う旨を申し出る場合）には、本通知を受けた日から 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、その旨を記載した書面を提出してください。なお、期限内に書面の提出がない場合には、当該貨物は、税関により没収・廃棄されることがあります。

記

1．郵便物番号		
2．郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 E M S、	
3．差出人（住所） （ 氏 名 ）		
4．税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5．疑義貨物	品 名	数 量
6．申立人の氏名又は 名称及び住所		
7．知的財産の内容		
8．認定手続を執る理由		

- （注）1．上記期限までに輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨の書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
- 2．上記期限までに争う旨の申出をした場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、証拠を提出し意見を述べることのできる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 6 9 条の 1 1 第 1 項第 9 号・第 1 0 号に該当しないと認定された場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
- 3．争う旨の申出ができる期限及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。なお、上記の点検することのできる期限にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 4 0 条等に基づく内容点検を行うことができます。
- 4．不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]：（ 税関官署名 ）
（ 住 所 ）
（ 電話番号 ）
（ 担当者の官職及び氏名 ）

（ 規格 A4 ）

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続の結果については、関税法第 6 9 条の 1 2 第 5 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
 - (注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
- 3 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正 (簡単に元に戻せる修正は不可) を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
- 4 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 6 9 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）

平成 年 月 日
開始通知 簡第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、輸入差止申立てに係る貨物に該当し、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記 品 名			数 量
1．疑義貨物			
2．輸入者等の氏名又は 名称及び住所			
3．仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所			
4．生産者の氏名若しくは 名称又は住所			
5．知的財産の内容			
6．認定手続を執る理由			

- （注）1．輸入者等が認定手続開始通知書を受けた日から起算して 10 日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日）は算入しない。）以内に、当該輸入者等から、当該通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことを申し出る旨を記載した書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）がない場合は、輸入差止申立書及びその添付資料等に基づき、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて認定を行います。
- 2．輸入者等から上記期限までに争う旨の申出があった場合は、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができます。この場合、争う旨の申出があった旨及び証拠を提出し意見を述べることのできる期限は、争う旨の申出後速やかに通知します。
- 3．輸入者等が争う旨の申出をできる期限及び貴殿が証拠を提出し意見を述べることのできる期限までの間は、貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
- 4．上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 12 第 7 項の規定により禁止されています。
- 5．不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

平成 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入してはならない貨物に該当しないことについての申出（争う旨の申出）がありました。ついては、下記期限までに本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので、通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（注） 上記の期限までは貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、当該貨物の数量が 10 個以下の場合には、当該貨物の画像情報の電子メールによる送信を申し出ることができます。詳細は下記の連絡先に御照会ください。

[連絡先]： （税関官署名）
 （住所）
 （電話番号）
 （担当者の官職及び氏名）

税関様式 C 第 5840 号 - 1

輸 入 差 止 申 立 書

整理 No
-

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印
（署名）
（連絡先）
担当者

電話（ F A X ）番号

関税法第 6 9 条の 1 3 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1 . 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ）	税関長
-----------------------------------	-----

2 . 輸入差止申立てに係る権利の内容

権利の種類【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ☐ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
登録番号及び 登録年月日【公表】 （ 権利発生年月日 ）	第 号 年 月 日 （ 年 月 日 ）
権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
権利の範囲 （ 商標権の場合には指 定商品名及び登録商標 を記載 ）【公表】	
権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （ 電話番号 ）
専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （ 電話番号 ）
	（ 権利設定範囲 ）
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （ 電話番号 ）
	（ 許諾の範囲 ）

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

--

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

--

6. ライセンス料の基礎となる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【不開示】

--

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
----	---	---	---	----	----	---	---	---	----

8. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴（輸入価格（FOB 価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否：□可、□否】	
その他の事項 （ライセンス契約の内容、ライセ ンシー、製造工場のリスト等） 【不開示】	

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【☐有、☐無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：☐可、☐否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

9 . 添付資料等

☐ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等)
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 2 . この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい (記載事項が多い場合は別紙) 。
 3 . 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 (2) 【開示】項目
 認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。
 (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
 4 . 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2 年以内の期間を記載して下さい。
 5 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択) 。
 6 . 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面 (任意の様式) により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

税関様式 C 第 5842 号 - 1

輸 入 差 止 申 立 書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No
-

平成 年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】
住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者

電話 (F A X) 番号

関税法第 6 9 条の 1 3 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1 . 認定手続を執る税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長
--

2 . 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容

保護対象商品等表示 等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示 (需要者の間に広く認識されているもの) ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示 (著名なもの) ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態
経済産業大臣申立時 意見書の発行年月日及 び番号【開示】	
商品等表示等の内容 【公表】	
使用を許諾し又は許諾 されている者 (申立人を除 く)【開示】	住所 氏名 (名称及び代表者の氏名) (電話番号)
	(許諾の範囲)

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

品 名	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

--

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

--

6. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
----	---	---	---	----	----	---	---	---	----

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

真正商品に係る外国における製造販売者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている真正商品の特征（輸入価格（FOB 価格）を含む。） 【開示の可否：□可、□否】	
外国における使用許諾関係等 【開示の可否：□可、□否】	
その他の事項 （使用許諾契約等の内容、製造工場のリスト等） 【不開示】	

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について争いがある 【☐有、☐無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：☐可、☐否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

8 . 添付資料等

☐ 経済産業大臣申立時意見書 【開示】
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 裁判所の判決書、仮処分決定通知書の写し 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等 (3 号物品の場合は必須))
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

(注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい (経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。

2 . この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい (記載事項が多い場合は別紙)。

3 . 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。

(1) 【公表】項目

原則として、税関ホームページ等で公表されます。

(2) 【開示】項目

認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等へ開示することがあります。

(3) 【開示の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に ☒ チェックをして下さい。

4 . 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2 年以内の期間を記載して下さい。

5 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

6 . 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面 (任意の様式) により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

(規格 A4)

税関様式 C 第 5862 号

輸 入 差 止 申 立 更 新 申 請 書
(保 護 対 象 商 品 等 表 示 等 関 係)

整理 No	
更 -	-
平成	年 月 日

税関長 殿

申立人 【公表】
住所
氏名 (名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者
電話番号 (FAX) 番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

当初申立て年月日【公表】		平成 年 月 日	当初申立書整理 No	
認定手続を執る税関長【開示】		(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長		
輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
保護対象商品等表示等の内容	保護対象商品等表示等の種類【公表】	☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する商品等表示 (需要者の間に広く認識されているもの) ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する商品等表示 (著名なもの) ☐ 不正競争防止法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する商品の形態		
	経済産業大臣申立時意見書の発行年月日及び番号【開示】			
	商品等表示等の内容【公表】			
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】			
委任関係の変更【開示】		☐ 有 ☐ 無		
その他参考になるべき事項【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】				

- (注) 1. の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。)
2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1)【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2)【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等が開示することがあります。
- (3)【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。
4. 「委任関係の変更」の欄では、申立人と代理人等の委任関係に変更があった場合には、「有」に✓チェックをし、変更内容が分かる資料を添付して下さい。
5. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。
7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

税関様式 C 第 5866 号 - 1

輸 入 差 止 情 報 提 供 書

整理 No

-

平成 年 月 日

税関長 殿

情報提供者【公表】

住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印
 （署名）
 （連絡先）
 担当者

電話（FAX）番号

関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり輸入差止情報提供します。

記

1. 認定手続を執る税関長 【開示】

（ 函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区 ） 税関長

2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

登録番号及び 登録年月日【公表】	第 年 月 号 日
権利の存続期間 【開示】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
権利の範囲【公表】	
権利者【公表】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
専用利用権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
	（権利設定範囲）
通常利用権者【開示】	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） （電話番号）
	（許諾の範囲）

3. 輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名 【公表】

品 目	
輸入統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

--

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

--

6. 輸入差止情報提供希望期間 【公表】

平成	年	月	日	から	平成	年	月	日	まで
----	---	---	---	----	----	---	---	---	----

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止情報提供に係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】

争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8 . 添付資料等

☐ 回路配置原簿の謄本 【開示】
☐ 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
☐ 識別ポイントに係る資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】
☐ 判決書、仮処分決定通知書 【開示】
☐ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
☐ その他の資料 【開示の可否： ☐ 可、 ☐ 否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し等)
☐ 代理権に関する書類 【開示】
☐ 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
- 2 . この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
- 3 . 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等を開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に ☒ チェックをして下さい。
- 4 . 「輸入差止情報提供希望期間」は、2 年以内の期間を記載して下さい。
- 5 . 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 6 . 本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式) により提出して下さい。